

お知らせ

記者発表資料

令和8年8月4日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、公契約関係競売等妨害を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

(株) 佐藤工務店 広島県尾道市高須町3733-1

2. 指名停止措置期間

令和8年8月4日 ～ 令和8年12月3日 (4ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者の元代表取締役は、尾道市上下水道局が発注した工事2件の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、広島地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」のそれぞれ別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第10号>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長 さねよし 實好 とおる 徹 （内線2511）

◎総務部 契約課 課長補佐 ひろた 廣田 たかひさ 貴久 （内線2514）

港湾空港部

082-511-3900（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約管理官 はまだ 濱田 かずよし 和芳 （内線130）

◎総務部 経理調達課 課長補佐 おがた 緒方 けんじ 賢二 （内線132）